

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条第1項の広域消防運営計画を共同して作成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の担任する事務)

第2条 協議会は、広域消防運営計画の作成及びこれに附帯する事務を行う。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、宇部市港町二丁目3番30号宇部市消防本部内に置く。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、19人とする。

(会長)

第5条 会長は、2市の長のうちから2市の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第6条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、その人数及び当該人数の2市における配分については、2市の長が協議して定める。

- (1) 2市の長のうち、会長以外の市の長
- (2) 2市の議会の議員のうちからそれぞれの市議会の選出した者
- (3) 2市の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (4) 2市の職員のうちから2市の長が協議して定めた者

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、広域消防運営計画の作成に関する事項及びこれに附帯する事項を決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(専門部会)

- 第11条 第2条の協議会の担任する事務を専門的に協議し、又は調整するため、協議会に専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、規程でこれを定める。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、規程でこれを定める。
- 3 事務局の事務に従事する職員は、2市の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費の負担)

- 第13条 協議会に要する経費は、2市の長が協議の上、2市がそれぞれ負担する。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、規程でこれを定める。

(監査)

- 第15条 協議会の出納の監査は、2市の監査委員各1人に委嘱して行う。
- 2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

- 第16条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

- 第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、2市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。